

第12回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年12月27日(火)

午後2時00分~2時45分

場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員 43名・参与 4名）

役職名	委員区分	氏 名	備 考	出 欠
会 長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長 (市町村長)	1号委員 (市町村長)	村尾 隆史	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橘村長	出
委 員 (助役)	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		宮本 金男	伊香保町助役	欠
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塙谷 勝巳	北橘村助役	欠
	3号委員 (議會議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		大島 勝昭	渋川市議会選出議員	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議會議長	欠
		中澤 広行	伊香保町議會選出議員	出
		塙野 光弘	伊香保町議會選出議員	欠
		角田 皇	小野上村議會議長	出
		平方 嗣世	小野上村議會選出議員	出
		佐藤 兵造	小野上村議會選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議會議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議會選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議會選出議員	出
		角田 一民	赤城村議會議長	出
		望月 昭治	赤城村議會選出議員	出
		狩野 富雄	赤城村議會選出議員	出
		狩野 義雄	北橘村議會議長	出
		南雲 錄一	北橘村議會選出議員	出
		吉田 利治	北橘村議會選出議員	出

役職名	委員区分	氏 名	備 考	出 欠
委 員	4号委員 (学識経験者)	浅見 雄一	渋川市自治会連合会会長	出
		町田 久	渋川商工会議所会頭	出
		廣田 勝次	渋川市農業委員会会长	出
		高橋 太郎	伊香保町商工会会長	欠
		大澤 歳男	伊香保町社会福祉協議会会长	出
		木暮 敏治	小野上村商工会会長	出
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会长	欠
		佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚 重雄	子持村自治会長連絡協議会会长	出
		生方 大吉	子持村商工会会長	出
		島村 恒夫	子持村農業委員会会长	出
		狩野 重雄	赤城村商工会会長	出
		狩野 邦司	赤城村農業委員会会长	出
		田村 宗一	赤城村区長会会长	出
		柴崎 一夫	北橘村区長会会长	出
		中村 亮典	北橘村商工会会長	出
		今井 兼寛	北橘村農業委員会会长	出
参 与	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井 芳樹	渋川地区医師会会长	出
		戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授	出
		小野 宇三郎		出
監 査 委 員		角田 登	群馬県議会議員	出
		大林 喬任	群馬県議会議員	欠
		真下 誠治	群馬県議会議員	出
		内山 幸光	渋川行政事務所長	欠
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
		阿久澤 明	子持村監査委員	-
		田子 玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考	出 欠
渋川市	諸 田 章	企画課長	出
伊香保町	石 坂 實	政策調整課長	出
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長	出
子持村	後 藤 光 好	企画課長	出
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長	出
北橘村	町 田 進	企画財政課長	出

事務局職員

職 名	氏 名	出 欠
事務局長	吉 原 康 之	出
事務局次長	五十嵐 研 介	出
総務G	福 島 泰 利	出
	寺 島 剛	出
	田 中 光 一	出
計画G	藤 岡 孝 広	出
	笹 原 浩	欠
	金 井 裕 昭	欠
	須 田 茂 之	欠

職 名	氏 名	出 欠
第一調整 G	萩 原 一 夫	出
	狩 野 雅 弘	出
	飯 塚 玄 浩	欠
	土 屋 輝 夫	出
第二調整 G	高 橋 喜 太 郎	出
	狩 野 輝 夫	欠
	灰 田 幸 治	欠
	矢 島 啓 邦	欠
推進 G	立 見 俊 幸	欠
	田 中 和 彦	欠
	加 藤 修	欠
	木 村 豊	欠

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	1 社 1 名	
一 般	3 名	
合 計	4 名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第42号 協議項目23「消防団の取扱いに関すること」について

報告第43号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

報告第44号 協議項目24-22「その他事務事業（交通指導員）の取扱い」について

報告第45号 条例の整備について

その他

(1) 次回会議予定について

開　　会（午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第12回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、第12回の法定協議会を開催いたしましたところ、年末何かとご多用の中にもかかわりませずご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。本日は第12回の合併協議会ということになりますけれども、任意合併協議会を含めまして23回目の開催日となりました。協議会におきましては、25項目にわたります合併協議項目につきまして調整方針をご協議いただき、昨年12月に合併協定書の調印に至ったわけでありますが、さらに1年間にわたりまして委員の皆様のご協力により、細部についてのご協議を重ねてまいりましたところであります。おかげさまをもちまして、おおむね今回の協議会で予定しております協議項目の協議が終了する見込みとなりました。委員の皆様のご協力を深く感謝申し上げる次第であります。

さて、新市誕生まであと2ヶ月を切ったところでありますけれども、事務局におきましては新市の職員配置や暫定予算の編成など円滑な新市発足に向けての準備を着実に進めているところであります。本日の協議項目につきましては、消防団の取扱いほか3件についてご協議をお願いすることにしてあります。委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会に当たりまのごあいさつといいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございました。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は43人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） それでは、規定によりましてしばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、会議録署名人であります、協議会会議運営規程に基づきまして

議長が指名することとなっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、前回は北橋村の塩谷助役さんにお願いいたしましたので、名簿順によりまして今回は渋川市の桑島助役さんにお願いしたいと思います。

それでは、早速であります。議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第42号 協議項目23「消防団の取扱いに関するこ

と」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第42号 協議項目23「消防団の取扱いに関するこ

と」について

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。報告第42号 協議項目23「消防団の取扱いに関するこ

と」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましては、既に平成16年2月24日の協議会におきまして下記の調整方針のとおり決定されたものであります。四角の中にあります1及び2の下線部分につきましてはその後検討を行いまして、欄外の調整結果に示すとおり、まず1につきましては、各市町村の分団数、定員については現行を基本とし、現在の組織を方面隊として統合するとするものであります。2につきましては、分団の組織等は、別紙、調整調書のとおりとするものであります。

3ページをお願いいたします。上段にあります調整方針等につきましてはただいま申し上げたとおりであります。まず現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、各市町村の分団数を見てみると、渋川市が11分団と最も多く、次いで伊香保町、子持村、赤城村の5分団、そして小野上村、北橋村の3分団となっております。これを、右の欄になりますが、32分団といたしまして、定員を688人以内とするものであります。

統合後の消防団組織につきましては、ごらんいただいている組織図のとおりであります。まずこれまでの分団については、先ほど見たとおり、現行では渋川市が11分団と多いことから二つの方面隊といたしまして、他はそれぞれ1方面隊といたします。全部で7方面隊の構成となります。

役職についても、それぞれ記載のとおり現況となっておりますが、新市になってからは団長を1名、副団長を7名とするものであります。

5ページをお願いいたします。やはり現況の欄をまずごらんいただきたいと思いますが、2の報酬・職名であります。渋川市の欄にありますように、報酬は団長の40万3,000円以下それぞれ記載の額であります。他の町村に比較をいたしますと、かなりの違いがあることがわかります。これを右側の調整結果の欄にありますように、渋川市を基準として調整することにし、また職名については現

行の職名が多い北橘村の例を基本とすることとしました。職名ごとの報酬額はそれぞれ記載のとおりであります、ラッパ長及び副ラッパ長の報酬額はこれまでの北橘村の例に倣い、ラッパ長は分団長と、また副ラッパ長は副分団長とそれ同額とすることにいたしました。

次に、出動手当であります、現況では渋川市以外それぞれ記載のとおり支給されておりますが、右側の調整結果の欄のとおり整理をいたしましたように、ただいま説明をいたしました報酬額が、後ほど説明いたしますが、大幅に増加をいたしますことから、次に述べます運営交付金なども含めまして全体の消防団に対する支出額を勘案して、調整後の消防団に対する支給額全体もこれまでと余り変わらないような、そういうことを前提に調整いたしました。その結果、出動手当は渋川市の例に倣い、廃止することといたしました。

次に、運営交付金であります、現況ではそれぞれの団、下段になりますが、交付額等にかなりの違いが見られ、団員1人当たり額を見てみると、赤城村の1万2,654円から小野上村の4万917円と幅があることがわかります。これをやはり右側の欄の調整結果であります、6市町村の現行の額総額を団員数で除して得られた1人当たり額2万5,000円を基準に交付することといたしました。ただし、3年経過後見直しを行うことにいたしました。

7ページをお願いいたします。これは、ただいま説明をいたしました調整後の報酬額総額と現行の報酬額を比較いたしたものであります、まず渋川地区の合併後の額、表の右側になりますが、中ほどからやや下であります、合計の欄にありますように、合併後は1,257万6,000円となりまして、合併前に比較いたしますと115万7,000円の増額となります。以下、同様にごらんをいただくわけであります、伊香保町は286万5,000円の増額。9ページをお願いいたします。次いで小野上村でありますが、小野上村の場合については255万5,000円の増額、子持村は312万5,000円の増額、赤城村は171万2,000円の増額。11ページをお願いいたします。北橘村は150万5,000円の増額となります。以上の結果、欄外にありますように、全体では1,332万1,600円の増額となります。

13ページをお願いいたします。ここでは、先ほど説明をいたしました消防運営交付金につきまして合併後の基準、先ほど申し上げましたが、団員1人当たり2万5,000円とするとした場合の各地区の交付額と、これまでの各市町村の運営交付金額を比較いたしたものであります。

まず、渋川市の場合、小計にありますように、334万4,000円が、表の右側になりますが、392万5,000円となりまして、58万1,000円の増額となります。以下同様にごらんをいただきまして、伊香保町の場合が103万9,000円の増額、小野上村の場合が98万円の減額、子持村の場合が133万9,000円の減額、赤城村の場合が158万円の増額、北橘村の場合が107万円の減額となります。全体

では、下段の欄外にありますように、1万1,000円の増額となります。

なお、記載はしてありませんが、先ほども申し上げましたとおり、報酬、出動手当、ただいま説明したように運営交付金、全体の支出額を勘案して調整をいたしました。今回の調整結果、全体でありますが、先ほども申し上げましたように、これは記載してありませんが、全体では消防団に対する支出は約430万円の増額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりましたが、報告第42号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にございませんようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。報告第42号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第42号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、報告第43号 協議項目24 20「学校教育の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第43号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案の15ページをごらんいただきたいと思います。報告第43号 協議項目24 20「学校教育の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましても、過日の協議会において決定された調整方針のうち、以下にありますようにその4では、給食費については新市において調整するとされておりましたが、欄外にありますように、その後検討いたしまして、給食費については、別紙、調整調書、次の17ページお願ひいたします。

まず、現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、(1)の給食費であります、まず渋川市の欄の小学校児童の給食費をごらんいただきますと年額4万1,600円で、他の町村に比べまして最も低額となっております。次いで、伊香保町、小野上村、子持村、北橘村の4万2,000円、赤城村は5万400円となっております。

次に、同様に中学生生徒について見ますと、渋川市の欄であります、4万8,600円で、これも最も低い額であります。次いで、小野上村、子持村の4万

8,000円、伊香保町は4万9,200円であります。北橋村の5万1,600円、赤城村は5万5,200円となっております。

その欄の点線以下の記載のとおり、伊香保町、小野上村、子持村では、小学生については2,900円から6,000円の範囲で、また中学生につきましては3,300円から6,000円の範囲でそれぞれ補助がなされております。

このような現状を踏まえまして検討をいたしました結果、右側にあります調整結果の欄ですが、詳細は後ほど説明いたしますが、新しい新渋川市では給食費は調理施設、献立計画などが一元化できるまで現行のとおりとすることとし、ただし夏期休業の短縮に伴う給食実施日数の増加分については保護者負担といたします。先ほどの特定の町村の公費助成につきましては、3年間で調整することといたします。なお、教職員等については、所属の食材実費とします。

次に、(2)の給食の方式、それから(3)の会計方式、(4)の経理の場所につきましては、現況はそれぞれ記載のとおりでありますと、右の調整結果の欄をごらんいただきますと、給食方式は現行どおりとし、会計方式は一般会計方式とします。経理の場所については、記載のとおりこれまでと同様の対応としますが、小野上村については組織機構が変更となることから、支所の生涯学習課が行うこととします。

19ページをお願いいたします。左側の(5)の徴収方法でありますと、右側の欄、調整結果でありますが、小野上、子持、赤城地区は現行のとおり共同調理場で、また渋川、伊香保、北橋地区においては現行のとおり学校が対応するものとします。

(6)の未納対策では、小野上地区の生涯学習課による対応以外は、(5)の徴収するところで対応するものとします。

次に、2の幼稚園給食費でありますが、給食費については現行のとおりといたしますが、子持村におきましては1食当たり50円の補助を出してある状況がありますが、これについては廃止することといたします。

(2)の給食方式以下調整結果の欄をごらんいただきたいと思いますが、給食方式は現行のとおりとし、(3)の会計方式は子持村における現行の一般会計から学校徴収金に変更する以外は現行のとおりとするものであります。

(4)から(6)については、基本的には先ほど説明をいたしました学校の場合と同様の考え方で整理をいたしておりますので、説明は省略をいたします。

21ページをお願いいたします。この資料は、先ほど説明をいたしました調整方針の給食費に対する公費助成を3年間で廃止するための年次ごとの保護者負担額と、それに対応いたしました財政負担額の状況を整理したものであります、お手数ですが、23ページをお願いいたします。

まず、渋川地区の欄、小学校及び中学校の給食費はそれぞれ4万1,600円と4

万8,600円でありまして、公費助成はありませんから、ゼロであります。その結果、実質食材費と給食費はごらんいただいているように同額となっております。実質食材費の右の欄ですが、給食実施増分、これは先ほどの夏期休業の短縮によるものでありますが、1,600円はこの夏期休業の短縮による増分であります。したがいまして、渋川地区の場合は平成18年度以降はこの1,600円を加えました小学校が4万3,200円、中学校が5万400円となります。

以下にあります助成をしている伊香保、小野上、子持地区は、助成額とただいまの実質増分を加えた額を3年間で調整することになります。平成18年度以降の給食費は記載のとおり推移することになります。

なお、赤城地区のみが中ほどの先ほど申し上げました給食実施増分がゼロとなっておりますが、これは実質増となる9日分を現給食費の中で対応することを意味しております。

下の表は、月額給食費であります。

申しわけありませんが、21ページにお戻りをいただきたいと思います。下の表になりますが、財政負担額であります。最下段、合計の欄ですが、平成18年度が381万2,000円、平成19年度が219万8,000円の財政負担となりますが、平成20年度以降はゼロとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第43号につきましてご質問等ございましたらお願ひいたします。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤歳男と申します。

給食費のことできちんとお伺いしたいと思うんですが、17ページの公費助成金につきまして、伊香保町、小野上村、子持村さんが助成金を行つておるわけですが、向こう3年間のうちに段階的に廃止すると、こういう方向づけで進んでおるわけでございますけれども、今日、日本におきましても出生率が死亡率よりも下回ったと、日本の歴史以来初めての少子高齢化時代に突入したと新聞報道にも大きく取り上げいただいている中、国といたしましても今後その歯どめといたしまして、どういうふうなことを、どういうふうな環境を、どういうふうな施策をしていいかというふうなことを10年来いろいろ政策は講じておる段階でございますけれども、その成果がまだあらわれておりません。

しかしながら、今後より一層国といたしましても、また地方自治体といたしましても、少子高齢化を防ぐためにいろいろな施策を講じられたらと。皆さん方がどこのところへ行っても、そういう少子高齢化を防がなきゃならないというようなことは耳にするわけでございますけれども、現実の問題として安らぎと触れ合いに満ちたホットな渋川市をつくる、新しい新市をつくる中において、公費を段階的に廃止するのではなく、公費を段階的に充実をすると、こういうふうなことで

文面にあらわれるんでしたら納得いくわけでございますけれども、今後政治を行う以上、またここにいらっしゃる合併の委員の皆様方のご賛同を得られれば、ぜひこのところは段階的に廃止するのではなく、やはりこれから日本を背負って、また地域を背負っていく子供さん方を、この一つだけをとったら子供さんが余計生まれるんではございません。

出産手当から初め、児童手当初め、あらゆるいろいろな施策を講じながらそういう方向に進んでいくだろうというふうに想像している中において、これから新しく新市を迎える中においてこういうふうなことが、やはりそれは財政的な問題いろいろ考えればいたし方ない面がありますけれども、少なくとも今まで伊香保町さん、小野上村さん、子持村さんが実施してありましたこういうふうな助成を廃止するのではなく、ぜひ内容を充実してほしいと、私はそういうふうな希望を持ちますし、ここに列席の皆様方のご賛同を得ればぜひ、申しわけございませんけれども、変えていただければありがたいと。

そういうふうなことができ得るようなやはり政治体制、政治の、将来の、新市の渋川市の次代を背負う子供たちに、またより子供を1人でも多く産めるような環境をつくるための一つの方針としてぜひそういうふうな方向に進んでいただきたいと、こういうふうなことを申し上げて、議長さんがどういうふうに取り計らいをするかはあれといたしましても、私はぜひこの合併協議会の皆様方にご賛同を得て、廃止するのではなく、再度大変申しわけございませんけれども、内容を充実するというふうな方向に変更していただければありがたいと思うところでございます。

事務局長（吉原康之君） ご答弁申し上げたいと思います。

ご質問の趣旨は大変よく理解できるわけでありますけれども、これもほかの項目でご説明をいたしましたが、調整につきましては、例えば今お話のありました少子化対策というようなことで全体的な政策を考えた場合に全体の中でどういう調整をするかということで、財政負担も考慮に入れながら、例えば過日ご決定をいただいた出産祝金というのは、現在赤城村でのみ実施しているわけでありますけれども、それを全体の市町村に広げて、新しい市では第2子以降10万円を支給するというような、そういう調整も行っておるわけであります。

ですから、ただいま私が申し上げましたようなそういう全体的な少子化対策の中で整理をさせていただいたということありますので、そういうご理解をまずひとついただきたいということと、それともう一つは先ほどそれぞれの地域の給食費の額を申し上げました。これはごらんいただいておわかりになるかと思いますけれども、恐らく規模の利点といいますか、そういったところでかなり大規模にやっている例えば渋川市、あるいは小規模にやっているほかの町村の比較をいたしますと、そういう意味では同じカロリー計算等で対応されているわけであります。

ますけれども、結果的に給食費が違ってきてているというようなこともあります。ですから、そういう意味で今後一つの市になると、説明では一定のそういった施設が同一の施設で対応が可能になるまでという、こういうことも申し上げましたけれども、今後その施設がこの調整方針にありますように、できる前でも献立会議等の中で食材費をもう少し全体で調整するようなことも当然可能となるわけでありますから、結果として全体の額が下がるというようなことも場合によって出てくるということも考えておりますので、そのようなご理解でぜひお願ひしたいと思います。

委員（大澤歳男君） 違う箇所では、例えば赤城村さんの出産手当が行われているものを全市に行うということ、私は一つ一つをやはり細かく隅から隅まで行政が行き渡るようにするのには、やはり多くの市民の皆様が理解できるような方向に持っていくというふうなことは、現実の問題として今まで公費負担があったものがなくなる。例えば申しわけございませんけど、伊香保町の小学生にランドセルを支給したものが廃止すると。そういうふうなことで、一つ一つをとっていきますと、何だ、合併したらかえって悪くなつたんじやないかやと、こういうふうなことを耳にするようなことのないようにするために私どもは、少なくとも皆さん各町村から恐らく要望されて出てきている人たちの集まりだろうと思いますので、少なくともやはり公費負担ができるものはぜひ公費負担を続けてほしいと。

段階的に廃止するのではなく、充実しようと、そういうふうなことで将来希望に持てるような、また次代を背負う若い人が多く出生できるような、またそういう人たちが安心して未来に向かって生活できるようなことをするのがこういう会議の出発点ではないかというふうに私自身が考えておりますので、大体しつこくて申しわけございませんけども、こういう場合は廃止するのではなく、例えば1町村が行っていたことであっても6市町村でそれはやるべきじゃないかと、こういうふうな方向に持っていくのが私どもの務めではないかと。そういうふうなことに努力する、なお市民の皆様にそういうふうなことを理解してもらうためにいろいろ努力しているんが建前じゃないかなというふうに感じておりましたので、大変しつこいようで恐縮でございますけど、こういうふうなことを、五つの町村がやっていたものを渋川市に倣ってそれは廃止すると、そういうふうにしかれませんので、大変ぶしつけな言い方で恐縮でございますけども、こういうふうことにつきましては今後、きょうで合併協議会のすべての議題が終結すると先ほど会長さんが申されておりましたけども、やはり一つ一つを吟味して、なおかつそれらについてやはり私一人だけの意見でなく、ここにいる委員の皆様方にもぜひ意見をお伺いし、そういうふうなことに対してどうかというふうなことの取り計らいをしていただければありがたいと思う。

以上です。

議長（木暮治一君） ほかにご質問等ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようであります。

ただいま大澤委員さんの方から、給食費のことについて公費負担を続けるべきだというご意見であります。しかしながら、合併協議におきまして、例えば1自治体におきましてもよいものはそのまま継続していく、そういう事業もあるわけであります。これが全部それぞれの地域の中でやっていたことが認められるというふうな状況にはない、そういう状況に思っております。特に給食費につきましては、個別の中で多くのご負担を子供たち、父兄にお願いしている町村もあるわけであります。それに加えて町村がそういった公費負担をしている、それも結構なことだと思います。しかしながら、子育て次世代育成支援の中におきまして、いろんな角度から子供を多く育てよう、素直な子供に育てようという取り組みがなされていると思っております。そういう観点から、削れるものは削っていかなければならぬ今の財政状況を考えても、そのような厳しい状況の中で我々といったしましても合併協議の中で検討を重ねてきたわけでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。ただいま大澤委員さんの方からもご発言ございましたけれども、ただいま私どもから提案させていただいております報告第43号につきましては、原案のとおり承認していただけますでしょうか。何かご異議がありましたらお願ひいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にご異議ございませんので、ご承認していただいたことでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第43号は原案のとおり承認をされました。

それでは次に、報告第44号 協議項目24 22 「その他事務事業（交通指導員）の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第44号 協議項目24-22「その他事務事業（交通指導員）の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） 先ほどの答弁の中で一部不足したものがありますので、ちょっと補正させていただきますけれども、先ほど出産祝金現行で行っているのは赤城村と申し上げましたけれども、小野上村と、それから伊香保町もそういう

ことで出産祝金については支給しているということで訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、25ページになりますが、報告第44号 協議項目24 22、その他事務事業、これは交通指導員の取扱いがありますが、これについて次のとおり報告するものであります。

調整結果ですが、以下にありますように、読み上げてみると、1、6市町村の交通指導員は、合併時に統合し、隊員については新市に引き継ぐものとするものであります。2は新市の交通指導員の階級は、隊長1名、地区隊長6名、班長14名、隊員66名とするものであります。

3ですが、交通指導員の任期は3年とし、年額報酬につきましては次のとおりとするものであります。隊長17万円、地区隊長15万円、班長14万円、隊員13万円であります。

4ですが、交通指導員の主たる業務は、各種交通安全運動、毎月1日、15日の街頭指導、市、学校、地域行事等の交通指導、これは隨時であります。に統合するものであります。

次の27ページをお願いいたします。まず、現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、(1)の設置根拠以下各市町村の状況は記載のとおりであります。(3)の定数の欄をごらんいただきたいと思います。渋川市の30人が現在最も多い状況であります。次いで子持、赤城、北橘の各村は15人、伊香保町、小野上村はそれぞれ6人となっております。

次に、(4)の任期ですが、2年ないし5年となっております。右側の欄になりますが、3の後段にありますように、隊長等の報酬の調整に合わせまして、交付金、補助金についてもあわせて調整をいたしました。これについては交付金のみといたしまして、交通指導員1人当たり5万円とすることとします。

29ページをお願いいたします。調整結果で申し上げましたとおり、隊長等の報酬、交付金等を決定していただきますと、財政影響額につきましては以下に整理したとおりとなります。上の表が現況で、下の表が調整結果に基づいて整理をした隊長等の報酬等であります。この資料の下段の表外になりますが、全体で74万6,000円の増となります。

31ページをお願いいたします。ごらんいただきますように、先ほど申し上げました新市の組織を図下しますと、ごらんいただいているような図のとおりになります。

次の3の先進事例については、省略をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第44号につきましてご質問等ございましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようありますので、質問等を終結いたします。

それでは、お諮りをいたします。報告第44号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、報告第44号は原案のとおり承認をされました。

それでは次に、報告第45号 条例の整備についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第45号 条例の整備について

事務局長(吉原康之君) 33ページをごらんいただきたいと思います。報告第45号 条例の整備について、次のとおり報告するものであります。

35ページをお願いいたします。この資料は、各市町村において施行されておりますこれまでの条例すべてにつきまして整理をいたしたものであります。以下の表にありますように、大きくは左側になりますが、失効する条例、暫定施行をする条例、専決処分をする条例、三つに区分することができます。

まず、失効する条例とは、主な理由欄に記載のとおりの理由によりまして、廃止、統合、逐次制定する条例のことでありまして、このうち廃止する条例の廃止理由につきましては記載のとおりであります。

上から簡単に説明をいたしますと、まず冒頭の一番上でありますが、括弧内にありますように、市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例のように、群馬県市町村総合事務組合に加入することによって条例が施行されているのと同様の効果が生じまして、その必要がなくなったことから廃止するものであります。

次は、あらかじめ期限が定められている条例や括弧内にありますように、町長の給与支給の特例に関する条例のように、合併によって町村長職がなくなるため廃止するものであります。同様に右側にありますように、先ほど同様に六つあります。

上から3段目になりますが、括弧内の災害に際し、応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例のように、同様の内容が他の条例等で規定されているために不要となることから廃止するものであります。31あります。

次の4段目になりますが、括弧内の渋川市特別職の職員の退職手当に関する条例のように、合併に備えまして現市町村において既に廃止されたものであります。12あります。

それから、失効する条例の欄の最後のところであります。北橘村身体障害者

扶助料支給条例のように、合併時に事業が廃止されるもの、あるいは既に事業が終了しているものでありますと、23となります。

以上の結果、小計の欄でありますと、記載のとおり84となります。

次に、その下の欄、統合される条例でありますと、例えば総合計画審議会条例など54あります。

次に、逐次制定する条例でありますと、例えば議会委員会条例などでありますと、議員提案に係る条例で、これについては必要に応じて新市で制定するものでありますと、八つあります。

次に、暫定施行する条例であります。これは、地域の実情から合併後もそれまでと同様に当該地区にのみ適用していく条例でありますと、10あります。

それから、専決処分する条例は6市町村でこれまで施行されてきた条例でありますと、引き続き新市において施行する必要のある条例でありますと、内容、それから用語等の差異につきましては新市の条例として適切に施行し得るようにすべて調整をしたものであります。これについては248となりまして、最下段でありますと、404となります。

37ページをお願いいたします。やや細かい資料でありますと、見にくいところがありますので、申しわけありませんが、このページから65ページにわたりましてただいま説明いたしましたすべての条例を市町村別に整理をいたしております。表の一番右側の欄に整理してありますように、先ほどの廃止等の理由について、各条例ごとに整理をいたしております。

失効する条例のうち、廃止するものにつきましては、41ページまでにわたっております。

43ページをお願いいたします。このページから45ページにわたりまして、失効する条例のうち統合する条例を掲げております。

47ページをお願いいたします。上段の表は失効する条例のうち逐次制定する条例でありますと、下段の表は暫定施行する条例となります。

49ページをお願いいたします。このページから65ページにわたりまして専決処分する条例を掲げてありますと、ここからの資料につきましては冒頭の欄でありますように、項目の左から整理番号、新市の例規名(案)、次いで各市町村となっております。新市の条例は、例規名(案)の欄のとおり施行されることになります。各市町村の欄の条例は、これまで各市町村で施行されてきた条例であります。

簡単でありますと、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、報告第45号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（木暮治一君） ないようありますので、お諮りをいたします。

報告第45号につきまして原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第45号は原案のとおり承認をされました。

以上が本日予定しております議事事項であります。

次に、次第の4、その他に入らせていただきます。

1、次回会議予定について、事務局から説明をお願いします。

その他の議題

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の67ページ、最後のページになりますが、お願いいいたしたいと思います。

次回会議予定ですが、平成18年1月27日金曜日、午後2時から本日と同じ会場で開催を予定しております。よろしくお願いいいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようありますので、この際ですから委員の皆さんから何かご意見、ご要望等ございましたらお願いいいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようありますので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 以上をもちまして第12回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会（午後2時45分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年12月27日

木暮治一
議長

糸島徳男
署名委員